

## Morisawa Desktop Managerエンドユーザーライセンス契約書

本契約（改訂や補遺があれば、それらも含めて以下「本契約」といいます）は、株式会社モリサワ（以下「当社」といいます）と、本ソフトウェア（第1条に定義します）をインストールする個人、または当該個人がその代理人となる会社等の法人のいずれか（併せて、以下「ライセンス取得者」といいます）との間で締結されます。

まずは本契約を十分お読みいただきご理解ください。このページの「続ける」または「次へ」というボタンを押した上でポップアップウインドウ上の「同意する」をクリックするか、または、このページの「使用許諾契約書に同意します」というボックスにチェックを入れることにより、ライセンス取得者は少なくとも過去3日以内に本契約の内容を確認し、本ソフトウェアの利用に関して本契約が適用されることに同意したものとみなします。本契約に同意しない場合、ライセンス取得者は、本ソフトウェアを使用したまではこれにアクセスすることが許可されません。会社等の法人の代理で本契約の条項を承諾する場合、ライセンス取得者はその会社または法人が本契約を拘束させる権限を有することを表明し、保証し、この場合、「ライセンス取得者」とは、その会社または法人を指すものとします。

個人のライセンス取得者は、本ソフトウェアを使用することにより、少なくとも18歳以上であること並びに本契約の条項を確認し、これに同意したこと、または、ライセンス取得者が18歳未満かつ14歳以上である場合、ライセンス取得者が本ソフトウェアの使用について自己の親権者その他の法定代理人の法的同意を有していることを保証します。18歳未満の個人のために本契約の条項に同意する親権者その他の法定代理人は、当該条項を確認し、これに同意したことを表明及び保証し、並びに代理されるライセンス取得者による本ソフトウェアの使用についての一切の責任（お子様が本ソフトウェアの使用に関して生じさせた費用及び法的責任を含みます）負担を承諾します。

### 1. 定義

本契約に定める用語の定義は、以下に定める通りとします。

#### 1) 本ソフトウェア

「本ソフトウェア」とは、Morisawa Fontsのウェブサイト（URL: <https://morisawafonts.com/>）またはその後継サイトで提供されるソフトウェアであって、ライセンス取得者がデスクトップフォントをデバイス上で表示するために、これを事前にインストールすることが必要となるものをいいます。本ソフトウェアに修正版・更新版が存在する場合はそれらも含まれます。

#### 2) デスクトップフォント

「デスクトップフォント」とは、書体を処理して、デバイス上で使用及び表示できるフォーマットにした特定のデジタルソフトウェアデータ及びプログラム（ライセンス取得者がMorisawa Fontsのウェブサイト（URL: <https://morisawafonts.com/>）または、その後継サイトで入手可能なもの）をいいます。デスクトップフォントに修正版・更新版が存在する場合はそれらも含まれます。

#### 3) デバイス

本ソフトウェアをインストールする記憶装置を備えたコンピューターをいいます。

### 2. 使用の許諾等

当社は、ライセンス取得者が本契約を遵守することを条件として、ライセンス取得者に対し、本契約の期間中、次に定める行為を行う非独占的・全世界的な権利を許諾します。

1) ライセンス取得者が所有するデバイス、またはリース契約もしくはレンタル契約に基づいてライセンス取得者のみが利用できるデバイスに、本ソフトウェアをインストールすること。尚、ライセンス取得者は、ライセンス取得者の指揮命令を受けて業務を遂行する個人に対し、ライセンス取得者の業務遂行以外の目的で本ソフトウェアを使用させることはできません。

2) 別途当社とライセンス取得者が締結するデスクトップフォントのエンドユーザーライセンス契約書に従ってデスクトップフォントを使用する目的に限り、同時に2台を超えないデバイスにおいて、本ソフトウェアを使用すること。

本契約が満了または解除された時は、本ソフトウェアの一部または全部が、事前の通知なく動作を終了することがあります。

### 3. 禁止事項

ライセンス取得者は、本契約で許諾されたライセンスに従ってのみ本ソフトウェアを使用するものとし、本ソフトウェアに関してそれ以外の行為、例えば、次のような行為を行ってはなりません。

1) デバイス以外の装置またはソフトウェアに、本ソフトウェアをインストールまたは組み込むこと

2) 本ソフトウェアをネットワーク上のサーバとして機能するデバイスにインストールし、クライアントとして接続する他のデバイスからアクセスして本ソフトウェアを使用すること

3) 本ソフトウェアを、逆アセンブル、逆コンパイルまたは解読すること

4) 本契約の規定に従い、本ソフトウェアを使用する場合を除き、本ソフトウェアを変更したり、他のソフトウェアやドキュメンテーションと結合したりすること

### 4. 権利の譲渡等の禁止

ライセンス取得者は、如何なる理由があろうとも、当社の書面による許諾を得ずに本ソフトウェアの全部または一部を再配布、公衆送信（送信可能化を含む）、貸与、レンタル、再販売（中古品取引を含む）をしてはならず、本ソフトウェアの使用

権を第三者に再許諾し、本ソフトウェアもしくは本ライセンス契約上の地位を第三者に譲渡し、またはそれらを担保に供することはできません。

## 5. 権利の帰属

ライセンス取得者は、本ソフトウェアの意匠権、著作権、特許権、商標権、サービスマーク、ノウハウ、データベースに関する権利、意匠及び発明に関する権利、営業秘密、商号及びブランド、並びにその他の知的財産権または知的所有権（登録の有無、登録の可否を問わない）が、当社または当社に権利を許諾した第三者（以下「当社のライセンサー」といいます）に帰属することを認識し、これに同意します。本ソフトウェアの二次的成果物についての財産権は、それが適法に製作されたと否とを問わず、当社または当社のライセンサーに帰属するものとします。ライセンス取得者の権利は、当社のライセンサーからのライセンス及び本契約の各条件によって制限されます。

## 6. 無保証

当社は、本ソフトウェアの品質もしくは機能がライセンス取得者の使用目的の全てに適合することを保証せず、本ソフトウェアの選択もしくは導入の適否の判断、または本ソフトウェアもしくはこれを使用するアプリケーションの不具合により生じるデータの損失を予防するために適切なバックアップは、いずれもライセンス取得者の責任とします。当社は、法令上許容される最大の範囲で、本ソフトウェアについて、明示・默示を問わず、一切の種類の保証を行わず、ライセンス取得者に対し、本ソフトウェアを現状のまま提供します。当社、その関連会社及び代理店は、本ソフトウェアの安全性、信頼性及び性能に関するもの、権原、権利侵害、正確性、商品性または特定目的への適合性に対する默示的な保証、並びに本契約に関する取引過程、履行過程または取引慣行から生じ得る保証を含むがこれらに限られない、明示又は默示の一切の保証を行いません。当社はライセンス取得者の使用中、本ソフトウェアが停止なく動作し続けること、瑕疵がないこと、また安定した動作をすることを保証しません。

## 7. 補償

ライセンス取得者は、ライセンス取得者による本契約の違反に起因して、当社及びその関連会社、代理店、取締役、役員、従業員、顧問またはその他の代表者に生じた一切の主張、損失、経費（合理的な弁護士費用を含みます）及びその他の費用について、これらの者を補償し、防御し及び無害に保つものとします。当社は、これらに関する申立て、訴訟または法的手続があった場合、ライセンス取得者に通知するものとします。当社は、本条の補償対象に関する排他的な防御及び追行を引き受ける権利を留保します。この場合、ライセンス取得者は、当該事項の防御について協力するよう合理的な要求があった場合、協力するものとします。

## 8. 損害賠償額の上限

当社またはその関連会社、代理店、取締役、役員、従業員、顧問もしくはその他の代表者は、当該損害について予め通知を受けており、また、他に実質的な救済手段がない場合であっても、契約法、不法行為法その他法的根拠の如何に関わらず、本ソフトウェアについて生じた結果的損害、特別損害、間接的損害、付随的損害、懲罰的損害、逸失利益、データの消滅、事業中断、暖簾の喪失、機器の不具合または誤作動等について、法令上許容される範囲において、一切の責任を負わないものとします。名目の如何に関わらず、ライセンス取得者がソフトウェアの使用に関する何らかの種類の損害を被った場合、当社の負担する責任は金銭的賠償に限定されるものとします。ライセンス取得者に対する当社の賠償額は、利用規約またはライセンス取得者が当社と締結した他のエンドユーザーライセンス契約書に関するものを合計して、ソフトウェアの使用に関し、実際にライセンス取得者から当社に支払われた金額を上限とします。当社または当社のライセンサーは、如何なる場合においても、ソフトウェアの使用もしくは使用不能に関して生じたライセンス取得者の財産に対する派生的な損害、直接的もしくは間接的な事業上の損害、または物理的損害に対して責任を負いません。尚、第7条及び第8条の定めを含む本契約の全ての条項は、当社の故意または重大過失による債務不履行、不法行為等に起因してライセンス取得者に生じた損害に対する賠償責任について、当社を免責することはないものとします。

## 9. ライセンス取得者がアメリカ合衆国政府機関である場合の特記

本ソフトウェアは、48 C.F.R. §2.101で定義される「商品項目（commercial item）」であり、48 C.F.R. §12.212、または48 C.F.R. §227.7202の定義による「商用コンピューターソフトウェア（commercial computer software）」と「商用コンピューターソフトウェア文書（commercial computer software document）」で構成されます。よって、すべてのアメリカ合衆国政府機関のライセンス取得者は、48 C.F.R. §12.212と48 C.F.R. §227.7202-1から227.7202-4で定められている通り、（a）商品項目としてのみ、かつ（b）当該規定に記載された権利のみを取得するものとします。ライセンス取得者が、アメリカ合衆国政府機関またはその契約者が本ソフトウェアを取得することを許諾した場合、ライセンス取得者は、48 C.F.R. §12.212（民間機関向け）と48 C.F.R. §227.7202-1から227.7202-4（国防総省向け）、及びその後継版に規定される方針に準拠した使用の許諾を行わなければなりません。

## 10. サポート及びサービス

当社は、現行製品に関する当社のサポートサービスポリシーに記載されたサポートサービスを提供することができます（当社のカスタマーサポートにお問い合わせ頂くか、次のウェブサイトにアクセスすることにより入手できます。URL: <https://support.morisawafonts.com/>）。

## 11. ライセンスの遵守

本ソフトウェアは、著作権法及び国際著作権条約をはじめその他の法令により保護されています。ライセンス取得者は、本ソフトウェアに関する健全な使用環境の形成に努めなければなりません。ライセンス取得者は、本契約の遵守について、当社から要求があった場合、その時点において、本ソフトウェアが、本契約に従って使用されていることを、30日以内にインストール状況の調査報告書を含めて書面を提供することにより証明しなければなりません。

## 12. 監査

ライセンス取得者が本契約に違反している合理的な疑いがあると当社が合理的に判断した場合もしくは第14条第1項により契約解除された場合、当社は、ライセンス取得者に対し、事前に通知を行うことにより、随時コンピューター、ハードディスク、CDまたはその他の記憶媒体及びその他の書類についての監査をライセンス取得者のデバイス所在地等、自宅だけでなく、当社が必要と認めた場所で、実施することができるものとします。ライセンス取得者は、本契約の終了後であっても、本契約の満了または終了後3年以内に当社より上記監査の通知があった場合には、その実施日が上記3年の期間の経過後であっても、その監査を受け入れなければなりません。

## 13. 契約期間

本契約は、理由の如何を問わず、ライセンス取得者が本ソフトウェアをデバイスにインストールした時点から、当該デバイスからアンインストールした時点まで効力を有するものとします。

## 14. 契約の解除

当社は、ライセンス取得者が本契約のいずれかの条項に違反した場合は当社の著作権等の権利を侵害した場合、本契約を解除することができます。ライセンス取得者は、第17条に規定される変更または追加の受諾拒否を申し出る場合、本契約を解除することができます。

## 15. 契約の終了に伴う義務

- 1) 本契約が終了した場合、直ちに本ソフトウェアが停止することがあります。
- 2) 前項の規定にかかわらず、第1条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第11条、第12条、第15条、第17条、第18条、第20条及び第21条の規定は本契約の満了または終了後も存続するものとします。

## 16. 本ソフトウェアの更新及び修正

当社は、本ソフトウェアが本契約の範囲内で使用されるようにするため、適宜、本ソフトウェアを更新または修正することができます。

## 17. 本契約の変更

当社は、その裁量により、本契約の条項を変更し、また、本契約の追補としての条項（以下「追加条項」といいます）を定めることができます。本契約の変更または追加条項は、当該変更または追加条項が有効となる7日前に所定の当社ウェブサイト（URL: <https://policies.morisawafonts.com/eula/>）に掲載するものとします。ただし、当該変更または追加条項がライセンス取得者にとって不利益のあるものであると当社が合理的に判断した場合、条件変更等が有効となる30日前に掲載します（これらの7日または30日の期間を「受諾期間」といいます）。当社は、更新された条項の内容、発効日及び変更・追加の理由を、電子メールその他の手段によりライセンス取得者に通知または公表するものとします。ライセンス取得者が当該変更または追加条項を受諾することができないと判断する場合、受諾期間中に当社に条件変更等の受諾拒否を申し出、本契約を解除することができます。受諾期間中に受諾拒否がなされない場合には、ライセンス取得者が当該変更または追加条項に同意したとみなされます。

## 18. 準拠法及び裁判管轄

本契約は日本法に準拠するものとし、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。上記に関わらず、ライセンス取得者が日本国外に所在する個人である場合、紛争はシンガポールでの仲裁に付され、終局的に解決されるものとします。当該仲裁は、シンガポール国際仲裁センターの有効な規則に従って行われるものとし、当該規則は、これを参照することにより本条に組み込まれるものとします。仲裁は1名の仲裁人で構成されるものとします。仲裁の言語は英語としますが、英語を母国語としない証人は、証人を提示する当事者の費用負担で、英語への同時通訳付きで、証人の母国語で証言を行うことができるものとします。裁定については、ライセンス取得者及び当社の管轄裁判所において、強制執行可能な判決を得ることができます。

## 19. 完全合意及び変更の禁止

本契約（ライセンス取得者と当社が利用規約またはエンドユーザーライセンス契約書を締結する場合はこれを含みます）は、本ソフトウェアに関する、当社及びライセンス取得者の間における完全な合意であり、口頭、書面または電磁的方法の如何を問わず、当社及びライセンス取得者の間で、本ソフトウェアに関し、本契約の締結前または同時になされる他の合意に優先します。第17条に定める場合を除き、本契約は、当社の代表者による書面による署名のない限り、修正または変更を行うことができません。

## 20. 権利放棄及び可分性

当社が本契約に関する権利を行使しないことは、権利放棄を意味するものではありません。当社は、書面によらずに本契約に関する権利を放棄することはありません。また、当社は、当社が本契約に関する権利を放棄した場合であっても、当社が別途明示しない限り、当該権利を過去に遡って放棄すること、または将来に渡って放棄し続けることを意味するものではありません。本契約の条項の一部の条件が違法、無効その他の理由により法的に強制できないことが判明した場合、当該条件は当該条項から切り離されるものとし、他の条件の有効性及び強制力に影響を与えることはありません。

## 2.1. 解釈

本契約の見出しあは便宜上設けられたものであり、本契約の解釈に影響を及ぼしません。文脈が許す限り、単数形の表現は複数形の表現を含み、また、複数形の表現は単数形の表現を含みます。特段の定めのない限り、「条項」に対する参照は、本契約の条項の本文に対するものであり、「本契約に」、「本契約の」、「本契約で」等の用語は、特定の条項ではなく、本契約全体を指すものとします。「含む」「含みます」等の用語は、そのように明示されていなくても、その後に「但し、これらに限られません」という文言が続くものとみなされます（例示された文言または例示されなかった文言に統一性がない場合でも、何らかの暗示をするものではありません）。本契約に曖昧さがあったとしても、その部分は、当社に不利に解釈されず、状況に応じて最も合理的な解釈を適用して判断されるものとします。ライセンス取得者は、本ソフトウェアを使用する前に独立した法律顧問の助言を求める機会があり、本契約の条項及び法的拘束力について理解したことを認め、これに同意するものとします。本契約は、当社が起案者であるという理由により、当社に不利に解釈されることはないものとします。

## 2.2. 第三者受益者

本契約の当事者でない第三者は、その者が本契約で指名、言及、その他の方法で特定されているか、そのような人物の種類に属しているかどうかにかかわらず、本契約のいずれの条項を執行する権利を有するものではなく、またこれらに依拠することはできないものとします。

## 2.3. 通知

1) お客様から当社に対する本契約に関する通知は、モリサワのウェブサイト上のメールフォーム（<https://support.morisawafonts.com/hc/ja/requests/new>から閲覧できます）を通じて行うことができます。また、当該通知は、大阪市浪速区敷津東二丁目6番25号に郵送することもできます。郵送による通知は、お客様から当社に、(a) 手渡されたとき、(b) 配達証明書付きの書留郵便で送付されてから5営業日後、または(c) 民間の宅配業者に預託し、受領確認書を得てから2営業日後に、それぞれなされたものとみなされます。

2) お客様が当社に提供した直近の電子メールアドレスまたは住所が無効であること、その他の理由により本契約に関する通知がお客様に到達しなかった場合、当社が当該通知を含む電子メールまたは郵便物を発送したときに有効な通知がなされたものとみなされます。お客様への通知は、次に定める場合にお客様によって受領されたものとみなされます：(1) 印刷媒体または電子媒体を介して公表された場合、公開または送信の日付、(2) 郵便により送付された場合、(a) お客様に手渡しされた時、(b) 配達確認付きの登録郵便で発送された後5営業日後、または(c) 配達確認付きの民間宅配業者に委託された後2営業日後、(3) 電子メールで送信された場合、当社が電子メールを送信した時刻（当社が、当該電子メールメッセージがお客様に正常に送信されなかったこと、または遅延したことを示す表示を受け取っていない場合に限ります）。

## 2.4. 累積的権利及び救済

本契約で別途定められていない限り、本契約に基づく当社の権利及び救済措置は累積的かつ追加的なものであり、当社による他の権利及び救済措置に影響を及ぼすことはありません。また、本契約で明示的に定められている場合を除き、当社による本契約に基づく権利または救済措置の行使は、当社による他の権利及び救済措置の行使を制限することはありません。

## 2.5. パートナーシップ

ライセンス取得者及び当社は、本契約により相互にパートナーまたは代理人とみなされることではなく、本契約の事項はパートナーシップ、共同組合または信託を創設するものと解釈されることはありません。各当事者は、本契約に基づく自らの義務にのみ責任を負い、いずれの当事者も、他方当事者を代理し、または他方当事者を拘束する権限を有しないものとします。

(20240229)